

政務活動費ってなに？

令和3年度

政務活動費 収支報告



政務活動費とは、
地方自治法に基づき、市長が議員の
調査研究その他の活動に資するため必要な経
費の一部として交付するものです。その交付額
や交付対象については、坂出市議会政務活動費
の交付に関する条例で定めており、各会派
に対し所属議員1人当たり年額25万円を、
またいずれの会派にも所属しない議員に
対し年額25万円交付しています。



(単位 円)

会派名または議員名		会 派 名					議 員 名(無 所 属)	
		市民グループ 未来の会	新政会	政志会	公明党 議員会	国民民主党 議員会	野角 満昭	脇 芳美
会派人数		6人	5人	3人	2人	2人	—	—
交付額		1,688,400	1,250,000	561,600	500,000	416,000	250,000	250,000
使 途 の 内 訳	調査研究費	0	0	503,800	0	0	0	0
	研修費	0	0	0	0	105,420	0	0
	会議費	0	0	0	0	0	0	0
	調査旅費	0	0	0	0	0	0	0
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0
	資料作成費	0	0	0	0	0	0	0
	資料購入費	0	0	0	12,540	0	0	0
	広報費	0	317,900	0	0	0	250,000	0
	広聴費	0	0	0	0	0	0	0
	人件費	0	0	0	0	0	0	0
残 額		1,688,400	932,100	57,800	487,460	310,580	0	250,000

※令和4年3月31日現在の会派または議員について掲載しています。年度の途中で所属議員数に異動が生じたときや新たに会派が結成されたときは、交付額が変更になります。

どういうことに
使えるの？

会派または議員が行う調査研究、研修、各種会議への参加、広報、広聴、
要請・陳情活動など、市政の課題や市民の意見を把握し、市政に反映するための
活動等が対象になります。政党活動、後援会活動、私人としての活動のための
経費等は対象となりません。

毎年度終了後に、領収書の写し等の証拠書類を添付した収支報告書を議長に
提出することになっています。議長が収支報告書の内容を確認した後、市長へ
収支報告書の写しを送付します。残額があった場合はすべて市長へ返還します。

さらなる透明性確保のため、収支報告書に加えてすべての領収書をホーム
ページで公開しています。

領収書は添付
しているの？

議員の寄附行為等の禁止について

公職選挙法により、議員が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、特定の場合を除いて一切禁止されています。また、
有権者が議員に対して寄附を求めることも禁止されています。※詳細は坂出市議会のホームページに掲載しています。